

放課後児童クラブの充実を求める意見書

令和5年4月に、こども施策を総合的に進めていくため、こども基本法の施行及びこども家庭庁の創設が行われた。また、同年12月には「こども未来戦略」が閣議決定され、少子化対策のための様々な取組や予算等を掲げられている。

本市の放課後児童クラブでは、国の定めた参酌すべき床の基準を下回っている施設もあり、苦慮している。用地取得や人員の確保について、厳しい財政状況から、子供たちに我慢を強いている状況にある。国においては、こどもまんなか社会を実現するため、全ての子供たちに平等に、子供たちの過ごす環境及びそれに伴う発達に自治体間格差が生じないように、尽力されていることと拝察する。

放課後児童クラブは、子供たちにとって生活と一体となった居場所であり、核家族化の進行や、女性の就業率が伸び続けていることから、放課後児童クラブの需要は増加している。また、子供を対象とした犯罪から守るためにも職員に対しては適切な資質が求められる。子供を生み育てやすい社会をつくるためには、保育所等の卒園後、学童期においても子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務である。

よって、本市議会は、国に対し、放課後児童クラブの重要性を認識し、令和8年度の予算編成に向けては、更なる安定的な運営や保育環境の充実を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 放課後児童クラブを支える職員は、平日午後からの短時間勤務が主であり、給与についても概して低い水準にあることから、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等につながっている。放課後児童支援員の確保・定着に向けて、処遇改善や働きやすい環境の整備を進めることができるよう、補助基準額の増額など財政支援を更に充実させること。
- 2 運営費支援について、国は基本的な考えとして、保護者負担が1/2、国と県及び市町村が1/6ずつ負担することを示しているが、実態として放課後児童クラブに求められる保育の質の担保や物価高騰の影響、保護者負担等のバランスから自治体が厳しい財政の中から持ち出しで維持している状況にある。この基本的な考えについて、保護者負担割合を引き下げ、国の負担割合の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）
こども家庭庁長官

座間市議会議員 熊切和人